

施策21 安心・安全でおいしい水道水を安定供給します

施策の柱

① 日本一おいしい水道水の安定供給をめざす取り組み

水源となる河川の水質の良さを生かした安心・安全でおいしい水道水を今後も安定して届けるため、品質管理にかかる総合的な取り組みにより、日本一おいしい水道水をめざし安全性やおいしさのさらなるレベルアップと信頼性の向上をはかります。あわせて、水源水質の急変など水源を巡るリスクにも対応できるよう施設整備を実施し、給水の安定性の確保をはかります。

② 水源水質の良さを守る取り組み

良質な水源水質の恩恵を将来にわたり受けることができるよう、木曾三川流域における自治体相互の連携を強化するとともに、持続可能な地域経済の振興や水環境保全に対する住民参加の促進をはかります。

成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
なごやの水道水がおいしいと感じている市民の割合			
配水管内の水道水残留塩素濃度*が0.2~0.5mg/Lの範囲となる地点の割合			
小規模貯水槽水道*の水質や構造に関する点検・指導実施率*			

関連する個別計画

- ◆みずプラン32

※**残留塩素濃度**：水に注入した塩素が、消毒効果を持つ有効塩素として消滅せずに残留している塩素の濃度（安全で塩素臭を不快に感じない残留塩素濃度として0.2~0.5mg/Lの範囲を設定）。

※**小規模貯水槽水道**：受水槽や高架水槽を経由して給水する設備のうち、受水槽の有効容量が10 m³以下の法的規制を受けないもの。

※**点検・指導実施率**：小規模貯水槽水道の水質や構造に関する点検・指導は、令和2(2020)年度中に2巡目が完了し、引き続き3巡目を実施する予定。

現状と課題

- ① **（現状）** 本市は、大正 3（1914）年の給水開始以来、100 年以上にわたり安全な水道水を送り続け「断水のないなごやの水道」という歴史を築いてきました。また、良質な水源水質と適正な品質管理により、おいしい水道水として高い評価を受けています。

一方で、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて集中的に整備した浄水場や配水場、配水管など施設の老朽化が進んでいます。また、近年頻発している豪雨によって、河川への土砂流入などに伴い濁度が急上昇するなど、水源水質が急激に悪化することがあるほか、全国的に湧水や水源の水質汚染事故が発生しています。

【課題】 今後も、市民に満足いただける安心・安全でおいしい水道水をじゃ口まで届けることができるよう、品質管理にかかる総合的な取り組みを継続的に進めていく必要があります。

また、老朽化した施設の更新を着実に実施し、引き続き安定給水につとめていくとともに、危機的な湧水や水源水質の急変など水源を巡る多様なリスクに対応する必要があります。

- ② **（現状）** 河川をはじめとする健全な水環境を守るため、木曾三川流域の自治体とともに流域連携事業に取り組んでいます。

【課題】 高齢化や過疎化、農林業の衰退など上中流域が抱えるさまざまな事項に対して、流域全体で議論していくことが重要であることから、引き続き流域自治体との連携を深め、健全な水環境の保全に取り組んでいく必要があります。

◇ ダム湖の水質調査



◇ 貯水槽水道の点検



◇ 木曾三川マルシェ（流域自治体との連携）



施策を推進する事業

① 日本一おいしい水道水の安定供給をめざす取り組み

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
267 安定供給に向けた浄水場の整備	豪雨による河川の濁度の急変などに対応するため、浄水場の施設整備を実施	検討		上下水道局
268 水質管理の充実	水道水の安全性向上のため、水道システムのリスクマネジメントとして水安全計画を継続的にレベルアップし、水源からじゃ口までの体系的なリスク管理を実施	実施		上下水道局
269 残留塩素濃度の適正管理	よりおいしい水道水を利用できるように、浄水場からじゃ口までの到達時間の短縮などにより、残留塩素濃度の適正管理を実施	実施		上下水道局
270 配水施設の適正管理	安心・安全でおいしい水道水の安定供給のため、配水池の清掃や補修、配水管内のクリーニングを実施	配水池の清掃 1池 配水管内クリーニング 30km		上下水道局
271 直結給水の普及促進	中高層集合住宅に居住している利用者が、受水槽を経由することなく配水管から直接新鮮な水を利用できるよう直結給水を普及促進	PRの実施		上下水道局
272 貯水槽水道の適正管理に向けた点検・指導	貯水槽水道の利用者が安心・安全でおいしい水道水を飲めるように、法的規制を受けない小規模貯水槽水道の点検・指導を実施するとともに改善状況を確認	点検・指導の実施		上下水道局
273 水道水のおいしさのPR	なごやの水道水のおいしさを広くPRするため、常設のマイボトル対応冷水機を設置	検討		上下水道局

② 水源水質の良さを守る取り組み

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
274 流域連携の推進	河川をはじめとする健全な水循環を守るため、木曾三川流域の自治体と連携を深め、水環境保全に取り組む流域連携事業を実施	実施		上下水道局

施策 21 安心・安全でおいしい水道水を安定供給します

施策22 消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します

施策の柱

① 消費生活の安定・向上

消費者被害を未然に防ぐための効果的な啓発のほか、消費生活相談窓口の一層の周知を行います。また、相談者へのきめ細かな対応につとめるとともに、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応するため、消費生活相談の知識の蓄積や技術の向上をはかります。さらに、民法の改正による成年年齢の引き下げに対応するため、消費者教育の充実をはかります。

② 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

安全・安心で新鮮な生鮮食料品を確保するための衛生管理の徹底をはかるとともに、安定的な供給や効率的な流通を確保するため、適正かつ健全な市場運営に取り組みます。

③ 食の安全・安心の確保

市内の食品関係施設の監視指導や検査を実施するとともに、HACCP※に沿った衛生管理を推進します。また、消費者・事業者・行政の三者で情報の共有をはかります。さらに、農産物の生産段階においては、農家に対して家畜伝染病対策や農薬の適正使用についての知識の普及につとめ、食の安全・安心の確保をはかります。

成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023)年度	目標値 令和12(2030)年度
消費生活に関するトラブルを消費生活センターに相談しようと思う人の割合			
生鮮食料品が安定的に供給されていると感じる市民の割合			
食品が安全・安心だと感じる市民の割合			

関連する個別計画

- ◆第2次消費者行政推進プラン
- ◆食の安全・安心の確保のための行動計画

※HACCP（ハサップ）：Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称。食品等事業者が食中毒菌汚染等や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする手法。



現状と課題

① **【現状】** 近年、消費生活相談件数は、14,000 件から 15,000 件台の間で推移しています。高齢者では訪問販売による家屋の修繕工事やインターネット通信に関する相談の割合が高く、若者ではインターネットなどのデジタルコンテンツに関する相談の割合が高くなっています。

【課題】 近年の商品・サービスの複雑化・高度化に伴い、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応する必要があります。

自立し、主体的な消費行動をとることのできる消費者市民を育成するため、関係機関と連携し、より効果的に消費者教育や啓発に取り組んでいくとともに、民法の改正による成年年齢の引き下げにも対応していく必要があります。

② **【現状】** 卸売市場は生鮮食料品の流通の基幹的な役割を果たしており、安定的な供給につとめています。

【課題】 生鮮食料品の安全・安心への関心が高まる中、これまで品質管理の向上や効率的な経営を進めてきた中央卸売市場が、市場を取り巻く環境の変化に対応し、引き続き生鮮食料品の安定的な供給に大きな役割を果たしていくことが必要です。

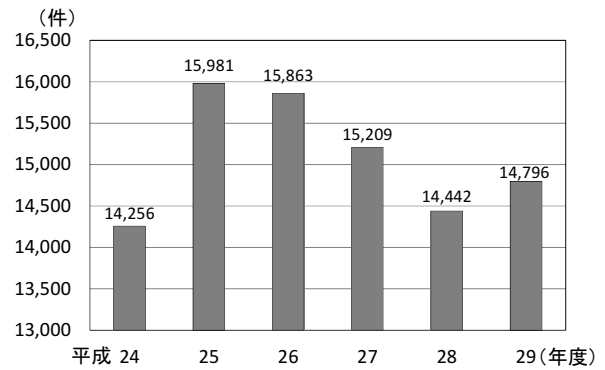
③ **【現状】** カンピロバクターやノロウイルスなどによる食中毒の発生や食品への異物混入など、食の安全・安心に関わる事件が依然として発生しています。

また、食品衛生法の改正に伴い、HACCP の制度化が予定されているなど、事業者による食品衛生管理のさらなる向上が求められています。

【課題】 事業者に対しては HACCP に沿った衛生管理手法の導入を促進するとともに、消費者に対しては知識と理解を深められるよう情報提供を行うなど、それぞれの立場からの取り組みを促していく必要があります。

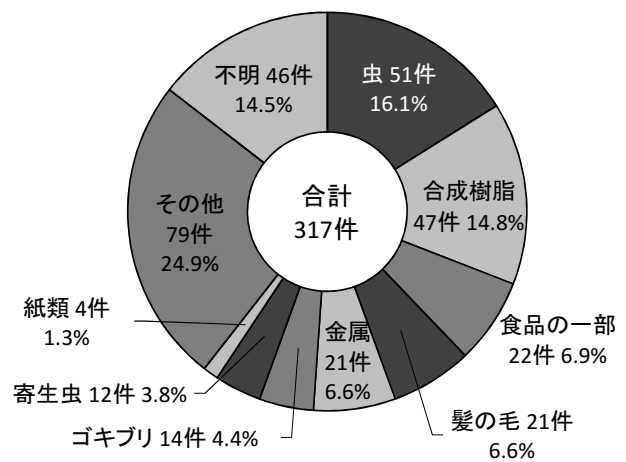
また、生産段階においても、食の安全・安心の確保をはかる必要があります。

◇ 消費生活センターへの相談件数の推移



出典：名古屋市作成

◇ 異物混入事例の内訳（平成 29（2017）年度）



出典：名古屋市作成

施策を推進する事業

① 消費生活の安定・向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
275 消費生活の啓 発指導と適正 な計量の推進	消費者被害防止のため、市民参加型イベントの開催や倫理的消費（エシカル消費）をはじめとする消費者教育を行うとともに、市内事業所において適正な計量等の検査・指導を実施	市民参加型イベントの開催 ▶ 消費者団体・事業者団体・大学等の参加団体数 57 団体 消費者教育の実施 商品量目の立入検査 2,007 件		市民 経済局
276 消費生活セン ターの運営	消費者被害を未然に防ぐため、消費生活センターにおいて消費生活に関する相談や苦情のあった商品のテスト、不適正取引にかかる事業者指導、消費者啓発講座の実施・消費者被害未然防止啓発誌の作成・配布等とともに消費生活情報ホームページによる情報提供を実施	実施 ▶ 相談員のあっせん 解決率 94% ▶ 啓発講座・消費者教育の支援等の実施数 234 回		市民 経済局

② 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
277 中央卸売市 場・と畜場の運 営・整備	生鮮食料品等の円滑な流通と安定した供給を確保し、市民生活を安定・向上させるため、本場、北部市場、南部市場を運営し、市場施設の整備や維持管理、場内業者の業務指導、市場の活性化事業などを実施するほか、法改正等に伴う市場のあり方を検討	実施 ▶ 基幹設備改修工事等 ▶ 市場活性化事業 市場まつり等の開催		市民 経済局

③ 食の安全・安心の確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
278 HACCP に沿った衛生管理の推進	食の安全を確保するため、HACCP に沿った衛生管理を推進するとともに、食品関係施設の監視指導及び検査を実施	HACCP に沿った衛生管理の推進 ▶実施している施設の割合 12.7% (重点施設*) 監視指導及び検査の実施 ▶監視指導 93,746 件 ▶収去検査 92,807 項目		健康福祉局
279 食の安全への信頼醸成	食の安全への信頼醸成をはかるため、消費者、事業者及び行政で情報共有や意見交換を行うリスクコミュニケーション事業を推進するとともに、正確かつ適切な情報提供を実施	リスクコミュニケーション事業の実施 ▶参加者数 2,000 人 消費者対象講習会の実施 ▶実施回数 350 回		健康福祉局
280 畜産段階における食の安全・安心の確保	畜産農家に向けて、家畜伝染病の発生予防・まん延防止のため、巡回指導等の事業を実施するほか、農家に対して、安全・安心な農産物の生産を促すため、農薬の適正使用を啓発する講習会や環境保全型農業を推進する講習会を実施	全畜産農家に対する巡回指導及び消毒薬・殺虫剤の配布 農家向け講習会の実施 3 回		緑政土木局

※重点施設：大規模食品製造業及び給食施設等をさす。

施策23 大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します

施策の柱

① 大気環境の向上

二酸化窒素や、新たに環境目標値[※]を設定した微小粒子状物質（PM2.5[※]）など、大気汚染物質等の常時監視を実施するとともに、工場などに対して大気汚染の規制・指導を行い、大気環境の向上をはかります。

② 水環境の向上

河川のBOD[※]など水質汚濁の常時監視を実施するとともに、工場などに対して水質の規制・指導を行います。また、未整備地域における下水道の整備や合流式下水道[※]の改善、下水の高度処理化[※]などを推進するとともに、親しみやすい指標[※]を用いた水質調査をはじめとする水質汚濁防止の普及啓発などに取り組み、市内河川・海域等の水環境の向上をはかります。

③ 快適な生活環境の確保

快適な生活環境を確保するために、騒音・悪臭・土壌汚染などについて規制・指導を推進します。また、有害化学物質による環境リスクの低減をはかるため、環境中のダイオキシン類やアスベストの状況を把握し、工場などに対する規制・指導を行うとともに、市民・事業者・行政の間で有害化学物質に関する情報の共有をはかり、適正管理を促進します。

成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
大気環境目標値の達成率 (二酸化窒素)			
水質環境目標値の達成率 (BOD)			
名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまちと思う市民の割合			

関連する個別計画

- ◆第3次環境基本計画
- ◆水の環復活2050なごや戦略

※環境目標値：「環境基本条例」において市独自に設定した目標で、大気汚染、水質汚濁などの環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値。

PM2.5、SPM：Particulate Matter 2.5 及び Suspended Particulate Matter の略称。大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが 2.5 μ m (1 μ m=1mmの1000分の1) 以下の非常に小さな粒子を PM2.5、10 μ m 以下の粒子を SPM とよぶ。ボイラーや自動車などの燃料の燃焼、空気中のガスの化学反応が原因でできたものや土など自然由来のものなどがある。

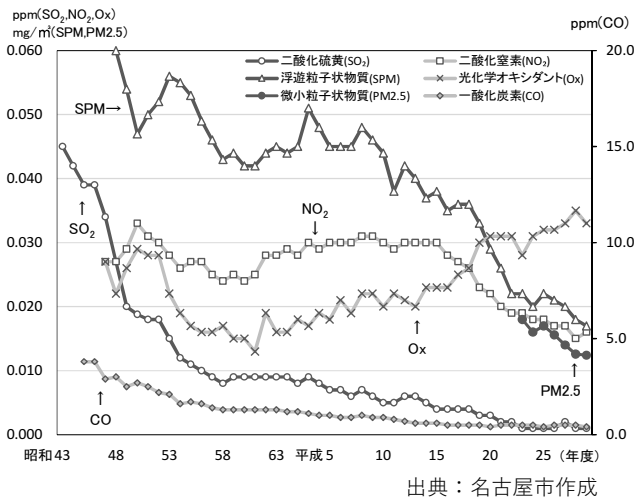


現状と課題

① (現状) 大気汚染は全体的には改善傾向にあり、平成 29 (2017) 年度における環境目標値の達成率は、二酸化窒素が 94.4% (測定局 18 か所のうち 17 か所) でした。

平成 29 (2017) 年 12 月に、微小粒子状物質 (PM2.5) を市民の健康の保護にかかる環境目標値に追加するとともに、浮遊粒子状物質 (SPM*) について快適な生活環境の確保にかかる環境目標値を新設しました。

◇ 大気汚染の推移



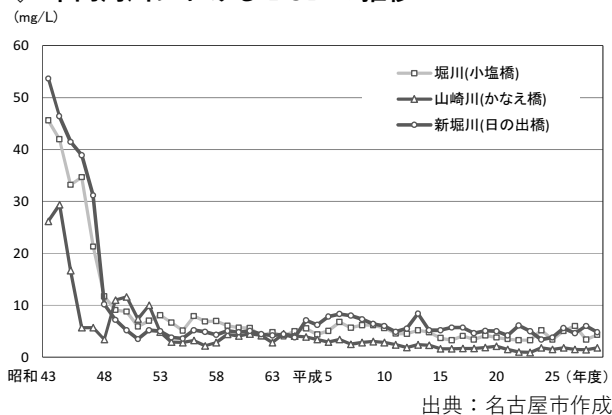
【課題】 大気良好に保たれた快適な生活環境を確保するためには、すべての測定局や調査地点で環境目標値を達成する必要があります。

環境目標値を新設した微小粒子状物質 (PM2.5) や浮遊粒子状物質 (SPM) についても、濃度を低減するための効果的な対策が求められています。

② (現状) 水質汚濁は全体的には改善傾向にあり、平成 29 (2017) 年度における環境目標値の達成率は、河川の BOD が 84.0% (調査地点 25 か所のうち 21 か所) でした。

【課題】 水質良好に保たれた快適な生活環境を確保するためには、すべての測定局や調査地点で環境目標値を達成する必要があります。

◇ 市内河川における BOD の推移



③ (現状) 本市に寄せられた公害に関する苦情件数は、平成 29 (2017) 年度は 1,633 件であり、騒音・大気汚染・悪臭に関する苦情が全体の約 83% を占めています。

【課題】 公害の発生を抑制するためには、市民・事業者・行政の協働による取り組みを進めていくことが必要です。

※BOD：Biochemical Oxygen Demand の略称。生物化学的酸素要求量の略語。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素量で、河川の汚濁を表す代表的な指標。この数値が大きければ、水質が汚濁していることを意味する。

合流式下水道：汚水及び雨水を同一の管きよて排除し処理する方式。

下水の高度処理化：従来の処理方式に比べ、主に窒素・りんを多く除去できる処理方法の導入。

親しみやすい指標：「環境基本条例」において市独自に設定した水質汚濁にかかる環境目標値のうち、感覚的にわかりやすい、水のごり（透視度）、水の色といった指標。

施策を推進する事業

① 大気環境の向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
281 大気汚染常時監視・規制指導	大気汚染防止のため、市内の窒素酸化物、PM2.5などの大気汚染物質等の常時監視と、有害大気汚染物質モニタリングを実施するほか、工場・事業場に対する規制・指導を実施	大気汚染常時監視の実施 17地点14項目 有害大気汚染物質モニタリングの実施 7地点21物質 PM2.5成分分析の実施 4地点 大気汚染の規制指導の実施 大気環境目標値の見直しの検討		環境局

② 水環境の向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
282 水質汚濁常時監視・規制指導	水環境向上のため、河川などにおける水質汚濁や地下水の水質状況の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施	水質汚濁常時監視の実施 39地点66項目 地下水常時監視・モニタリングの実施 69地点 水質汚濁の規制指導の実施		環境局
283 水質環境目標値市民モニタリング	水環境に対する市民の意識を高めるため、水質環境目標値のうち親しみやすい指標について市民モニターが調査を実施する市民モニタリングを実施	実施 ▶河川 25地点5項目 ▶ため池 10地点4項目		環境局

284 地盤沈下常時監視・規制指導	地下水の採取による地盤沈下を防止するため、水準測量をはじめとした地盤沈下の状況の常時監視及び工場・事業場に対する規制・指導を実施	一級水準測量の実施 164km 地下水水位観測の実施 13 地点 地下水採取の規制指導の実施		環境局
285 下水道による水環境の向上	下水処理水の放流先となっている河川や名古屋港の水環境を向上させるため、下水道未整備地域における下水道整備、合流式下水道の改善、水処理センターにおける高度処理の導入を推進	庄内川西部地区・志段味地区・緑区の一部地区などの下水道整備 雨水滞水池の整備 ▶整備中 1 か所 水処理センターにおける簡易処理高度化施設の整備 ▶整備完了 1 か所 ▶整備中 1 か所 ごみ除去装置の設置、雨水スクリーンの目幅縮小の実施 高度処理の導入 ▶整備中 1 か所		上下水道局

③ 快適な生活環境の確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
286 環境科学調査センターの運営	環境に関する総合的、専門的な調査研究機関としての役割を果たすため、大気などの常時監視データの測定・解析、公害の規制・指導に伴う調査、行政課題に対する調査研究、市民などを対象とした環境講座などを実施	大気等の常時監視データの測定・解析 公害の規制・指導に伴う調査 行政課題に対する調査研究の実施 13 件 環境講座の実施 26 件		環境局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
287 大気・水質未規制有害物質調査	大気汚染防止法や水質汚濁防止法等で規制対象物質とされていないものの環境リスクが懸念される物質について、環境汚染の未然防止に資する基礎資料とするため、大気や河川、海域における調査を実施	大気未規制有害物質調査の実施 7地点 水質未規制有害物質調査の実施 ▶水質 河川 12地点 海域 3地点 ▶底質 河川 9地点 海域 1地点 ▶生物 海域 2地点 化学物質環境実態調査の実施		環境局
288 土壌汚染規制指導	土壌汚染による健康被害や生活環境にかかる被害の発生を防止するため、事業者等に対し調査や措置に関する規制・指導を実施	土壌汚染等の規制指導の実施 汚染土壌処理業許可審査の実施		環境局
289 ダイオキシン類の常時監視・規制指導	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を行うため、大気・水質・土壌など環境中のダイオキシン類の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施	常時監視の実施 ▶大気 4地点 ▶水質 9地点 ▶底質 9地点 ▶水生生物 1地点 ▶地下水 4地点 ▶土壌 4地点 発生源にかかる行政検査の実施 ▶排出ガス 6施設 ▶排水 1施設		環境局

施策 23 大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します

<p>290 アスベスト対策の推進</p>	<p>アスベスト飛散防止のため、環境中のアスベスト濃度を調査するとともに、解体工事現場への立入や行政検査などの規制・指導を実施するほか、災害時におけるアスベスト対策を強化</p>	<p>環境調査の実施 8 地点 飛散防止のための規制指導の実施</p>		<p>環境局</p>
<p>291 化学物質の適正管理の促進</p>	<p>化学物質の適正な管理を促進するため、対象化学物質の環境への排出量等の届出を受け付けるとともに、市内の排出量等の集計・公表を実施するほか、化学物質に関する講演会を開催</p>	<p>化学物質の排出量等の届出受付の実施 化学物質に関する講演会の開催 ▶ 市民向け 1 回 ▶ 事業者向け 1 回</p>		<p>環境局</p>

施策24 身近な自然や農にふれあう環境をつくります

施策の柱

① 緑に親しめる環境づくり

緑が本来持つさまざまな機能（ヒートアイランド現象の緩和など）により、潤いのある豊かな都市環境をつくるため、市内に残された樹林地の保全や公園緑地の整備、民有地緑化などにより市街地の緑化をはかるとともに、美しい街路樹づくりを進めます。また、公園などの魅力と価値を最大限に引き出し、より多くの市民が利活用できるよう、民間活力の導入や地域連携による公園経営を推進します。

② 水循環機能の回復

都市化によって損なわれた水循環機能を回復するため、市民・事業者と連携して、雨水の浸透・貯留などの取り組みを進めます。

③ 農のある暮らし、街とともにある農業の推進

市民農園^{*}の設置を促進するなど、暮らしに農を取り入れる機会をより多くの市民に提供するとともに、農地の保全や地域の農産物の生産・消費促進に取り組むなど、都市農業を支援します。

④ 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

COP10（生物多様性条約第10回締約国会議）^{*}開催都市として、多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市づくりを一層推進していくため、幅広い市民が身近な自然の調査・保全活動に参加する機会を提供するとともに、グリーンウェイブの普及啓発などにより市民・事業者の生物多様性に配慮した行動を促し、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進します。

都市像4
施策24

成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
新たに確保された緑の面積			
親しみがある公園があると思う市民の割合			
農家や企業等が新たに開設した市民農園の区画数			
暮らしの中で生物多様性に配慮した行動をしている市民の割合			

関連する個別計画

- ◆なごや緑の基本計画2020 ◆公園経営基本方針 ◆なごやアグリライフプラン
- ◆長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）
- ◆第3次環境基本計画 ◆水の環復活2050なごや戦略 ◆生物多様性2050なごや戦略



現状と課題

① (現状) 平成 30 (2018) 年 4 月現在、市内の都市公園は 1,471 か所、総面積は 1,613ha あり、市域の約 5%を占めています。また、市内には約 10 万本もの街路樹(高木)が植えられ、緑豊かな空間として市民の大きな資産となっています。一方、都市化の進展とともに緑被率は平成 2 (1990) 年の 29.8%から平成 27 (2015) 年の 22.0%に減少しています。

◇ 名城公園トナリノ(官民連携による整備・運営管理)



【課題】 緑が持つ機能を最大限に発揮させるため、効果的に緑を保全・創出するとともに、柔軟な発想や多様な主体との連携による公園などの整備や運営管理を進める必要があります。

② (現状) 都市化の進展により、地下水の涵養^{かんよう}機能が低下するとともに、緑や水辺からの蒸発散が減少し、水循環機能が損なわれています。

【課題】 市民、事業者、行政が連携して水循環の回復に向けた取り組みを推進し、水循環の機能をまちづくりに活かしていく必要があります。

③ (現状) 市内には平成 30 (2018) 年 1 月現在、1,197ha の農地があります。市民が農にふれあうための農地は、都市化の進展や農家の後継者不足などによって年々減少しています。

◇ 農にふれあう市民の様子



【課題】 市民が農にふれあう機会を確保するために、農地を保全し、農業を支援するとともに、市民自らが農を楽しめる環境を整える必要があります。

④ (現状) 市街地の拡大や外来生物の侵入などにより、生物多様性への影響が生じています。また、令和 2 (2020) 年には、COP10 で採択された「愛知目標^{*}」を実現するための「国連生物多様性の 10 年」の最終年を迎えることから、同年開催の COP15 において新たな目標の決定が見込まれています。

【課題】 地域における生物多様性の保全を推進するとともに、市民・事業者が生物多様性の大切さを認識し、行動するよう促す必要があります。

※市民農園：市、農協、農家などが開設する多様な貸し農園。

COP10 (生物多様性条約第 10 回締約国会議)：生物多様性の保全と持続可能な利用等を目的とし、平成 22 (2010) 年 10 月に本市で開催された会議。遺伝資源の採取、利用及び利益配分 (ABS) に関する枠組みである「名古屋議定書」や、生物多様性の損失を止めるための世界目標である「愛知目標」が採択された。

地下水の涵養：降った雨が地面の下にしみこんでいくこと。

愛知目標：生物多様性の損失を止めるため、令和 2 (2020) 年を期限とし、国連機関や生物多様性条約の締約国が協力してめざす 20 項目の個別目標。

施策を推進する事業

① 緑に親しめる環境づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
292 公園経営の推進	公園の魅力と価値を高めて、より多くの市民に利用し、活用していただくため、民間活力の導入による整備及び運営管理を実施	実施 1公園（累計）		緑政 土木局
293 魅力ある都市公園への再生	公園の利活用を促進するため、施設の老朽化対策、バリアフリー化、時代に沿ったニーズへの対応を進め、公園の魅力や利便性を向上させる再整備を推進	都市公園の面的な再整備 ▶事業中 9公園 ▶事業完了 3公園		緑政 土木局
294 美しい街路樹づくりの推進	街路樹再生指針に基づき、計画的な街路樹の更新・撤去等により安全性を確保するとともに、名古屋の顔となるシンボル並木の形成によるまちの魅力を創出	街路樹の適正管理		緑政 土木局
295 緑のまちづくり活動の推進	緑の保全や創出など、緑のまちづくりに関わる人々の環を広げ、良好な都市環境の形成をはかるため、緑のまちづくり活動団体等への支援など、地域連携による緑のまちづくりを実施	緑のまちづくり活動団体等への支援 主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数 36,900人		緑政 土木局
296 市街地の緑の創出	新たな緑を創出し、良好な都市環境の形成をはかるため、緑化地域制度や助成制度等を活用し、民有地緑化を促進するとともに、災害時に避難場所となる公園や、歩いて行くことができる身近な公園を計画的に整備	緑化地域制度等により確保された緑の面積 471ha（累計） 都市公園の整備推進 ▶事業中 12公園 ▶事業完了 3公園		緑政 土木局

297 身近な緑の保全	緑豊かな潤いのある都市環境を市民に提供するため、特別緑地保全地区など緑地保全制度の活用により市内に残された樹林地等の緑を保全	緑地保全施策の実施 ▶特別緑地保全地区 204ha ▶市民緑地 5ha ▶保存樹林 1ha		緑政 土木局
298 世界の「AIOIYAMA」プロジェクトの推進	弥富相生山線の道路事業を廃止し、相生山緑地の環境を保全するとともに、地域の防災性を高めることやユニバーサルデザインの観点を取り入れることにより、誰もが人や自然とふれあえる名古屋の新しい名所とするための事業を推進	渋滞対策の検討 近隣地区の通過交通対策の実施 市民との意見交換		緑政 土木局

② 水循環機能の回復

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
299 健全な水循環の確保	健全な水循環を回復するため、水循環へのさらなる理解や雨水の浸透・貯留を促進するための普及啓発等を実施するほか、河川における地下水利用を検討	湧き水モニタリングの実施 10 地点 湧水等を活用した水循環の啓発事業の実施 ▶講座等 10 回 河川湧出状況調査の実施		環境局

③ 農のある暮らし、街とともにある農業の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
300 地産地消の推進	地域の生産者と消費者がより身近な関係を築く環境を整えるため、朝市・青空市の支援、地産地消イベントの開催、食農教育の推進により、地産地消を総合的に推進	朝市・青空市の支援 36 か所 地産地消イベントの開催 8 回 給食講師派遣 40 回		緑政 土木局

301 市民農園・市民水田等の設置	市民に農とふれあう機会を提供するため、農家や企業等が行う市民農園の開設を支援するとともに、市民水田・田んぼアートなどの体験イベントを推進	農家や企業等が新たに開設した市民農園の区画数 60区画 市民水田 1か所 田んぼアート 1か所		緑政 土木局
302 農業公園の運営	市民が自然とふれあいながら、農業とその大切さを学ぶため、農業センター、東谷山フルーツパーク、農業文化園を運営	実施		緑政 土木局
303 チャレンジファーマーカレッジ事業の実施	新しい「農」の担い手の育成のため、意欲を持って新たに「農」や「農業」に関わろうとする方が、野菜の栽培技術や知識を習得することができるチャレンジファーマーカレッジ事業を実施	実施 ▶チャレンジファーマーカレッジ 受講者 7名		緑政 土木局
304 農業の支援	都市農業を支援するため、農業生産基盤である農業用水路の更新計画を作成し、整備を推進するとともに、農家等の農業用施設・機械の導入などに対する補助を実施	農業用水路整備 (市街化調整区域) ▶整備延長 1,492m 農家等の農業用施設・機械の導入などに対する補助の実施 農業ボランティアの育成 30名		緑政 土木局
305 特定生産緑地への適切な移行推進	都市農地の保全のため、これに寄与する新制度について、基準等を整備し、指定から30年が到来する生産緑地所有者に対する周知、意向調査及び円滑な移行手続きを実施	制度の周知		緑政 土木局

④ 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
306 生物多様性の 主流化	「愛知目標」と「ポスト愛知目標」の実現に向け、グリーンウェイブなどの取り組みを通じて市民・事業者の生物多様性に配慮した行動を促し、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進	「MY 行動宣言」の 推進 宣言数 3,000 件 グリーンウェイブの 推進 ▶登録団体数 31 団体		環境局
307 なごや生物多 様性センター の運営	COP10 の成果を継承するなごや生物多様性センターにおいて、生物多様性の保全につなげるため、なごや生物多様性保全活動協議会をはじめとした市民との協働による身近な自然の調査・保全活動などを推進し、その成果を次世代に継承	調査・保全活動の実施 ▶参加者数 1,900 人 生物多様性に関する 講座等の実施 ▶参加者数 4,000 人 外来生物の防除 名古屋市版レッドリ ストの改訂に向けた 調査の実施		環境局
308 藤前干潟の保 全活用推進	ごみ減量に始まる本市の環境行政の転換点を象徴する場所であり、また国内有数の渡り鳥の飛来地である藤前干潟の保全活用をはかるため、その重要性を学ぶプログラムを実施するほか、湿地提携を締結しているオーストラリアのジロング市との交流事業などを実施	藤前干潟の重要性を 学ぶプログラムの実 施 ▶参加者数 800 人 オーストラリア・ジ ロング市との交流事 業の実施		環境局

施策25 公共交通を中心とした楽しく快適なまちづくりを進めます

施策の柱

① まちづくりと連携した最先端モビリティ都市の形成

公共交通を中心に居住や多様な都市機能が適切に配置・連携された「集約連携型まちづくり」を推進します。また、自動運転やICTなどの最先端技術の進展を見据えた新しい時代の総合交通計画を策定し、快適でスマートな移動を実現する最先端モビリティ都市の構築をはかります。

② まちのにぎわいを創出するみちまちづくりの推進

都心部における新たな路面公共交通システム（SRT[※]）の導入や幹線道路の歩行者空間の拡大、自動車の都心部への集中緩和などにより、豊かな道路空間を人が主役の「みち」へと転換し、歩いて楽しいにぎわいのある「まち」に変えていく「みちまちづくり」を推進します。

③ 公共交通の快適性・利便性の向上

市民や旅行者が公共交通をより快適で便利に利用できるよう、地下鉄駅のリニューアル、地下鉄駅ホームの冷房化の推進等に取り組みます。また、リニア中央新幹線開業に向けて、乗り換え利便性の向上等につとめ、利用促進をはかります。

成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
公共交通が便利で利用しやすいと思う市民の割合			
市内の鉄軌道及び市バスの1日当たり乗車人員合計			
市内主要地点の1日(平日)当たり自動車交通量の合計			

関連する個別計画

- ◆都市計画マスタープラン ◆なごや集約連携型まちづくりプラン ◆なごや新交通戦略推進プラン
- ◆なごや交通まちづくりプラン ◆新たな路面公共交通システムの実現を目指して（SRT構想）
- ◆金山駅周辺まちづくり構想 ◆市営交通事業経営計画2023

※SRT：Smart Roadway Transitの略。技術の先進性による快適な乗り心地やスムーズな乗降、洗練されたデザインなどのスマート（Smart）さを備え、路面（Roadway）を走ることでもちの回遊性やにぎわいを生み出す、今までにない新しい移動手段（Transit）の呼称。

現状と課題

① **【現状】** 本市における代表交通手段割合は東京都区部や大阪市などと比べて自動車利用割合が高くなっています。人口構造や社会情勢の変化により、市民の交通ニーズも多様化しているとともに、自動運転など交通分野においてもさまざまな技術革新が進められています。

【課題】 人口減少や少子化・高齢化を踏まえ、公共交通を便利で利用しやすいものにするこで、公共交通と連携したまちづくりを進め、誰もが安全で、楽しく快適な移動ができるようにめざしていく必要があります。自動運転をはじめとした先進的モビリティを効果的に活用するための取り組みの検討が必要です。

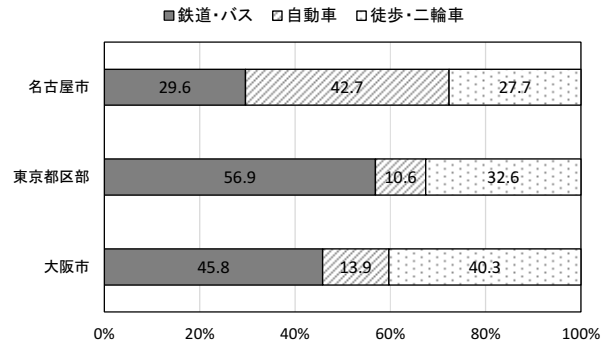
② **【現状】** リニア中央新幹線の開業を見据え、都心では公共空間の再編・再生が進んでいるほか、民間による開発が進められています。

【課題】 道路空間の再生と一体的に、都心の魅力ある地点をつなぎ、楽しく快適に移動できる交通環境を整備することにより、回遊性やまちのにぎわいの向上が必要です。

③ **【現状】** 市内の鉄軌道や市バスの乗車人員について、近年、増加傾向にあります。

【課題】 リニア中央新幹線開業に向けて交流人口の増加が見込まれる中、市民や本市を訪れる旅行者の重要な移動手段である鉄道、バスなどの公共交通について、より快適で便利に利用しやすいサービスを提供する必要があります。

◇ 三大都市における交通手段別移動割合

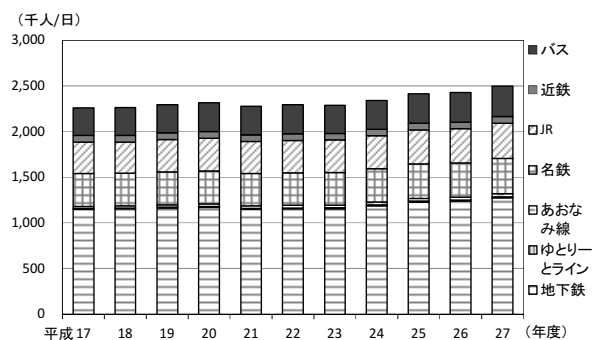


出典：名古屋市：中京都市圏総合都市交通計画協議会「第5回中京都市圏パーソントリップ調査」（平成23年度）
 東京都区部：東京都市圏交通計画協議会「第5回東京都市圏パーソントリップ調査」（平成20年度）
 大阪市：京阪神都市圏交通計画協議会「第5回近畿圏パーソントリップ調査」（平成22年度）

◇ 都心の道路空間の再生イメージ



◇ 市内の鉄軌道・市バス一日乗車人員数の推移



出典：統計なごや web 版 名古屋市統計年鑑より作成

施策を推進する事業

① まちづくりと連携した最先端モビリティ都市の形成

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
309 集約連携型まちづくりの推進	集約連携型都市構造の実現に寄与するため、特定用途誘導地区をはじめとした各種施策を複合的に活用し、都市機能等の誘導を促進	既存制度の改善や各種支援策を活用した駅そばへの誘導方策の検討		住宅 都市局
310 総合交通政策の企画推進	人口構造の変化や、自動運転をはじめとした先進的技術の進展など時代の潮流を見据え、まちづくりと連携した総合交通体系を形成するために、次期総合交通計画を策定するとともに、今後展開すべき施策の実験・検証を実施	公共交通のあり方検討		住宅 都市局
311 交通エコライフの推進	自動車に依存することなく公共交通、徒歩、自転車などを状況に応じて選択してもらい、健康的で環境にやさしい交通エコライフを推進するため、啓発活動や情報提供を実施	実施		住宅 都市局

② まちのにぎわいを創出するみちまちづくりの推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
312 新たな路面公共交通システム(SRT)の導入推進	都心の回遊性を向上し、にぎわいや交流の拡大をはかるため、新たな路面公共交通システム(SRT)の導入を推進	検討		住宅 都市局
313 都心部幹線道路の歩行者空間拡大等の推進	人が主役の道路空間の実現のため、広小路通や南大津通などの都心部幹線道路の歩行者空間拡大等を検討・実施	検討		住宅 都市局

314 都心部の駐車 施策の推進	自動車の都心部への集中緩和や、まちづくりと連携した駐車施策を進めるため、駐車場に関する新たな計画を策定し、施策を推進するとともに、市営路外駐車場の運営・管理等を実施	新たな駐車場計画の策定に向けた調査・検討 市営路外駐車場の管理運営 パークアンドライドの広報の実施		住宅 都市局
------------------------	--	---	--	-----------

③ 公共交通の快適性・利便性の向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
315 あおなみ線の 利用促進	名古屋駅と開発が進む金城ふ頭を結ぶ名古屋西南部地域の基幹交通機関であるあおなみ線の、安定的な経営のため、沿線地域の魅力発信等の利用促進策を実施するとともに、安心・安全な運行及び国際展示場新第一展示場開業、リニア中央新幹線の開業、第20回アジア競技大会開催などの将来需要に対応するための方策を検討	利用促進策の実施 設備更新や将来需要に対応した方向性の検討		住宅 都市局
316 ゆとりーとラ インの機能強 化	志段味地区の開発が進む名古屋市北東部と都心部を結ぶ基幹的な公共交通として機能しており、安定的な経営や安心・安全な運行のため、ゆとりーとラインの需要増加への対応と利便性向上に向けた各種施策を実施	次期ガイドウェイバスシステムのあり方検討 ガイドウェイバス自動運転技術の導入可能性の検討 定時性、速達性の維持・利用促進に向けた取り組みの実施		住宅 都市局
317 リニモの利用 促進	本市と東部丘陵地域とを結ぶ重要な公共交通機関である東部丘陵線（リニモ）の安定的な経営や安心・安全な運行に向けて、沿線市と協力して利用促進や将来需要への対応をはかる各種施策を実施	各種支援の実施		住宅 都市局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
318 総合駅連絡通路等の乗り換え利便性等の確保	乗り継ぎの利便性が高い交通結節点の各種施設において、安全で快適な環境を確保するため、施設の適切な維持管理を実施するとともに、金山総合駅連絡通路橋の魅力・機能性向上のため、賑わいの創出と移動円滑化等を実施	施設の良好な維持管理 ▶金山総合駅連絡通路橋 ▶徳重交通広場・テラス広場 ▶八田総合駅地下連絡通路等 耐震補強の実施 ▶金山総合駅連絡通路橋 魅力・機能性向上策の方向性の検討 ▶金山総合駅連絡通路橋		住宅 都市局
319 地下鉄駅の内装・照明などのリニューアル	地下鉄が開業から60年以上経過していることをふまえ、明るく清潔感のある快適・便利な駅空間を提供するため、駅全体の壁、床、天井、照明などのリニューアルを実施	検討		交通局
320 地下鉄駅ホームの冷房化の推進	地下鉄駅を快適に利用できるようにするため、駅ホームの冷房化を実施	検討		交通局
321 地下鉄一日乗車券の24時間券化	名古屋に宿泊する旅行者などがより便利に利用できるようにするため、地下鉄の一日乗車券の24時間券化を実施	機器改修の実施		交通局
322 バスターミナルの環境改善	快適なバス待ち環境づくりのため、照明のLED化やベンチの設置、上屋の塗装替えなどを実施するとともに、ドライミストを試行設置	検討		交通局

施策 25 公共交通を中心とした楽しく快適なまちづくりを進めます

施策26 良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します

施策の柱

① 市街地の整備・再生

駅そば市街地のうち、道路や公園などの都市基盤の整備が不十分な地域において、土地区画整理事業により都市基盤の整備改善や宅地の利用増進をはかります。

また、拠点市街地のうち、都市機能の更新が必要な地域において、市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新をはかるなど、適切な事業手法により市街地の整備・再生を進めます。

② 土地利用等の規制・誘導

都市基盤の整備状況や地域の特性を踏まえつつ、快適に生活できる市街地の形成に向けた用途地域等の地域地区制度の適切な運用による土地利用の規制・誘導や、地区の特性やニーズに応じた土地利用、建物などに関するルールを定める地区計画※や建築協定※の活用促進に取り組みます。

③ 自動車交通の円滑化

機能的な都市活動と安心・安全な市民生活を確保するため、都市計画道路の整備を進めるなど、自動車交通の円滑化に取り組みます。

成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
都市基盤（道路、公園、上下水道など）が整備され、生活しやすいまちだと思える市民の割合			
地区計画の都市計画決定数及び建築協定の認可地区数（累計）			
主要な幹線道路において交通円滑化が達成された区間数（累計）			

関連する個別計画

- ◆都市計画マスタープラン ◆なごや集約連携型まちづくりプラン
- ◆未着手都市計画道路の整備について(第2次整備プログラム)
- ◆長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）

※**地区計画**：地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区住民の意向を十分に反映しながら道路、公園などの地区の施設と建築物の用途、形態、敷地などに関する事項を都市計画で定める制度。

建築協定：住宅地としての環境や商店街としての利便を維持・増進するため、建築基準法に基づき地域住民が自主的に建築物の敷地、用途、形態などに関する基準を協定する制度。



現状と課題

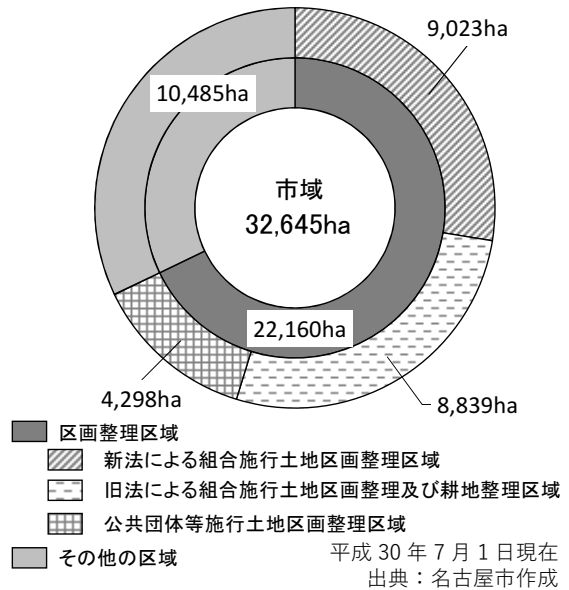
① **【現状】** 都市基盤の整備が不十分な地域や、都市機能の更新が必要な地域において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、市街地の整備・再生に取り組んでいます。

【課題】 志段味地区等において施行中の土地区画整理事業では、必要な都市基盤の整備や改善を効率的に進め、事業を早期に完了させることで良好な居住環境の創出をはかる必要があります。

また、鳴海駅前地区では、市街地再開発事業の推進により敷地の共同化や高度利用にあわせた、さまざまな都市機能の集積による地域の活性化が求められています。

さらに、港北エリアでは、名古屋競馬場跡地におけるアジア競技大会選手村整備を契機とするまちづくりに取り組み、地域の課題解決、魅力向上に資する新たな価値・機能を創出する必要があります。

◇ 市域と土地区画整理施行面積 (平成 30 (2018) 年度)



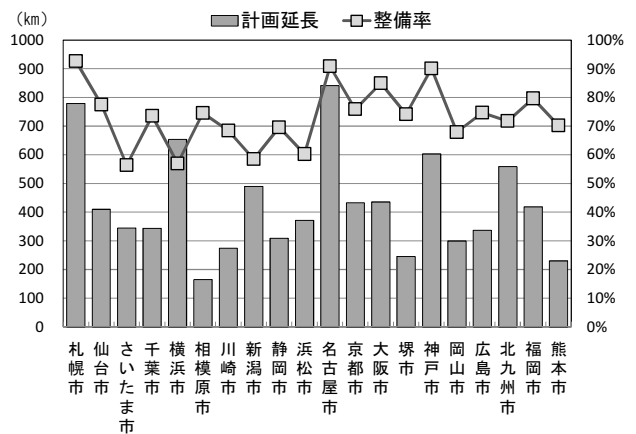
② **【現状】** 都市基盤の整備に合わせ適切な土地利用の規制・誘導を推進するため、用途地域等の地域地区の見直しを行うなどさまざまなまちづくり手法の活用促進に取り組んでいます。

【課題】 引き続き、都市基盤の整備状況や土地利用の変化、具体的な開発計画の状況に対応しつつ、適切な用途地域等の地域地区制度の見直しや、地区の特性に応じたまちづくりの手法の活用促進により、良好な市街地環境の形成をはかる必要があります。

③ **【現状】** 幹線街路の整備状況は他都市に比べて高い水準にありますが、地域によっては整備の遅れや踏切による渋滞発生、生活道路への通過車両の侵入などが見られます。

【課題】 人口減少などの社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえ、選択と集中のもと、重点的、効果的に道路整備を推進するため、事業未着手の都市計画道路の見直しを着実に実施する必要があります。また、都市計画道路の整備や道路と鉄道の立体交差化により、自動車交通の円滑化をはかる必要があります。

◇ 都市計画道路 (幹線街路) の整備状況 (政令指定都市比較)



出典：国土交通省「都市計画現況調査」(平成 28 年) より名古屋市作成

施策を推進する事業

① 市街地の整備・再生

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
323 土地区画整理 事業の推進	道路や公園などの都市基盤が十分に整っていない地域において、公共施設の整備改善や宅地の利用増進をはかるため、土地区画整理事業を推進	志段味地区、茶屋新田地区の整備にかかる事業費の補助（組合施行土地区画整理事業） ▶ 都市計画道路の整備等 大曾根北地区はじめ4地区の整備（市施行土地区画整理事業） ▶ 都市計画道路・区画道路の整備 建物移転等		住宅 都市局
324 市街地再開発 事業の推進	名鉄鳴海駅周辺において、居住環境を改善し、地区の活性化をはかるため、公共施設や商業・業務施設、住宅施設等を整備	C・D工区 ▶ 整備完了 A・B工区 ▶ 建物移転等 ▶ 施設建築物の検討		住宅 都市局
325 港北エリアに おけるまちづ くりの推進	名古屋競馬場跡地におけるアジア競技大会選手村の整備とその後の利用を見据え、「港北エリアのまちづくり将来ビジョン」を取りまとめ、まちづくりを推進	港北エリアにおけるまちづくりの方向性の検討		住宅 都市局

② 土地利用等の規制・誘導

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
326 地域地区制度 の活用促進	良好な市街地形成をはかるため、用途地域等の地域地区制度を活用した適切な土地利用の規制・誘導を推進	用途地域指定標準等の見直し 用途地域等の部分的変更		住宅 都市局
327 地区計画制度 の活用促進	地区の特性にふさわしい良好な市街地の整備、開発及び保全をはかるため、地区計画制度を活用したまちづくりを促進し、民間再開発において必要となる都市基盤の整備や建築物などに関する制限を定め、開発による都市環境の整備・改善の誘導を実施	地区計画の決定 72 地区（累計）		住宅 都市局
328 建築協定の活 用促進	地域の特性を活かした良好な市街地の形成をはかるため、建築協定を活用したまちづくりを促進	建築協定の締結支援、認可の実施 43 地区（累計）		住宅 都市局

③ 自動車交通の円滑化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
329 都市計画道路 の見直し	事業未着手の都市計画道路について、重点的、効果的に道路整備を推進するため、都市計画の見直しを実施	実施 24 箇所（累計）		住宅 都市局
330 都市計画道路 の整備	交通の円滑化や機能的な都市活動と安全・安心な市民生活の確保をはかるため、都市計画道路の整備を推進	推進 ▶ 小幡西山線はじめ 19 路線		住宅 都市局 緑政 土木局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
331 道路と鉄道の 立体交差化の 推進	地域分断の解消や交通の円滑化をはかるため、道路と鉄道の立体交差化を推進	連続立体交差事業の推進 ▶事業化調整 名鉄名古屋本線 (山崎川～天白川間) 単独立体交差事業の推進 ▶事業中 小幡架道橋はじめ2か所 ▶事業化調整 名鉄名古屋本線 呼続地区		住宅 都市局 緑政 土木局
332 橋りょうの整備	地域分断や渋滞の解消など交通の円滑化をはかるとともに、災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、都市計画道路や緊急輸送道路等の橋りょうの新築、改築を実施	橋りょう整備 ▶三階橋はじめ4橋		緑政 土木局

施策 26 良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します

施策27 歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します

施策の柱

- ① 安心して歩ける歩行空間の確保**
 放置自転車の撤去や自転車駐車場の整備、柔軟な料金制度の採用による自転車駐車場の利用促進などにより、安心して歩ける歩行空間を確保します。
- ② 自転車通行空間の整備**
 自転車を安全で快適に利用できるよう、自転車道・自転車レーンなどの自転車通行空間の整備を進めます。
- ③ 都心部自転車対策の推進**
 都心部において、路上自転車駐車場整備などの対策を進めるとともに、自転車の所有から共有への転換による放置自転車等の台数削減や、まちの回遊性向上などが期待できるコミュニティサイクル[※]について、仕組みや効果などを十分に考慮しながら、都心部の自転車駐車対策の完了後の導入に向けての検討を行います。

成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023)年度	目標値 令和12(2030)年度
歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合			
鉄道駅及びバス停留所周辺の放置自転車等の台数			
歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長			

関連する個別計画

- ◆自転車利用環境基本計画

※コミュニティサイクル：専用の自転車貸出返却場所（ステーション）を設置し、ステーション間の移動であれば、どこで借りてどこへ返してもよいシステム。

都市像4 施策27

現状と課題

- ① **【現状】** 駅周辺における放置自転車等の台数は、対策の実施により平成 29（2017）年度で 1.4 万台とピーク時の昭和 62（1987）年度の約 5 分の 1 まで減少してきており、一定の効果が得られていますが、一部の地域では、いまだに放置自転車によって通行障害や景観の悪化を招いています。

【課題】 引き続き、放置自転車の撤去や自転車駐車場の整備推進などにより、安心して歩ける歩行空間の確保を進める必要があります。

- ② **【現状】** 近年、環境負荷の低減や健康志向の高まりを受け、交通手段として自転車が見直されています。しかし、自転車の通行空間の整備がまだ十分ではないことなどから、平成 28（2016）年において市内で発生した自転車に関連する交通事故件数は 3,111 件あり、全交通事故に占める自転車関連事故の割合は 22.9%と、全国の割合（18.2%）よりも高くなっています。

◇ 自転車レーン



【課題】 歩行者と自転車が互いに安心して通行することができる、安全で快適な道路環境づくりを進めることが求められています。

- ③ **【現状】** 都心部においては、地域の意向を確認しながら路上自転車駐車場の整備を進めていますが、いまだ十分な駐車台数を確保するには至っておらず、放置自転車が多く存在しています。

◇ エリアマネジメント事業として運営されているコミュニティサイクル



一方、今後交流人口の増加などが見込まれる中で、環境負荷が低く、手軽で利便性の高い自転車の利用については、まちの回遊性向上につながる都心部の交通手段として、今後も大きな需要が見込まれています。

【課題】 引き続き、路上自転車駐車場の整備を推進するとともに、交通手段としての自転車の利便性を確保しながら、都心部における放置自転車の台数削減につながる新たな自転車利用の仕組みづくりを進めることが求められています。

施策を推進する事業

① 安心して歩ける歩行空間の確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
333 適正な自転車 駐車の推進	歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、放置自転車等の撤去等を実施	実施 ▶ 放置自転車等 13,804 台		緑政 土木局

② 自転車通行空間の整備

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
334 自転車通行空間の整備	自転車の安全で快適かつ適正な利用に向け、道路空間の中で歩行者、自転車、自動車の構造的・視覚的な分離を実施	実施 ▶ 整備延長 100.9km (累計)		緑政 土木局

③ 都心部自転車対策の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
335 都心部自転車 対策の推進	都心部において、歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、路上自転車駐車場整備などの対策を推進するとともに、民間主体によるコミュニティサイクルの導入を検討	路上自転車駐車場の整備 4,000 台 (累計) 民間主体によるコミュニティサイクル事業の導入検討		緑政 土木局

施策 27 歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します

施策28 バリアフリーのまちづくりを進めます

施策の柱

① 都市施設整備におけるバリアフリー化の推進

誰もが安全で快適に都市施設を利用できるよう、公共建築物や道路、公園、公共交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリーの理念の普及につとめます。また、重点整備地区においては、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的な整備を進めます。

市営交通においては、地下鉄駅の可動式ホーム柵やエレベーターの整備を推進するなど、誰もが利用しやすい環境づくりを進めます。

② 意識のバリアフリーの推進

高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出をする時などに、周囲の人の理解や手助けが得られるよう、各種啓発行事の開催や、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知などの広報・啓発を通じて、「意識のバリアフリー」を推進します。

成果指標

指 標	直近の 現状値	目 標 値 令和5(2023) 年度	目 標 値 令和12(2030) 年度
高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合			
地下鉄における可動式ホーム柵の設置駅数(累計)			
高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合			

関連する個別計画

- ◆福祉都市環境整備指針 ◆市営交通事業経営計画2023

現状と課題

- ① (現状) 誰もが安全で快適に利用できるよう、都市施設整備におけるバリアフリー化を推進していますが、高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合は、おおむね 4 割程度で推移しています。

地下鉄駅においては、可動式ホーム柵やエレベーターの整備を進めていますが、バリアフリー化のさらなる推進を求める声が寄せられています。

【課題】 高齢者や障害者、子どもを連れた人など幅広い視点から利用しやすい都市施設の整備をさらに進める必要があります。

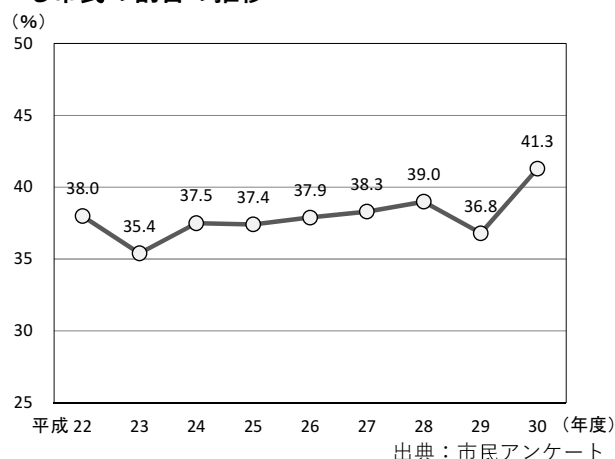
また、個々の施設のバリアフリー整備にとどまらず、周辺の施設や道路などと連携した、総合的かつ一体的なバリアフリー整備を進める必要があります。

地下鉄駅においては、安全性・快適性・利便性を一層向上させるため、さらなる施設整備を進める必要があります。

- ② (現状) ハード面のみならず、広報・啓発を通じた「意識のバリアフリー」の推進に取り組んでいますが、高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合は、5 割未満で推移しています。

【課題】 市民一人ひとりがお互いの理解を深め、高齢者や障害者、子どもを連れた人など配慮が必要となりうる人に対して、個別の状況に応じて適切な配慮や支援を行うことができるよう、「意識のバリアフリー」をさらに推進していく必要があります。

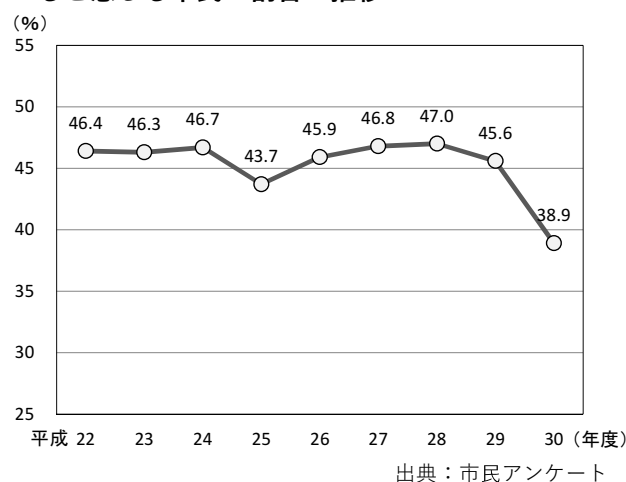
- ◇ 高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合の推移



- ◇ 地下鉄可動式ホーム柵



- ◇ 高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合の推移



施策を推進する事業

① 都市施設整備におけるバリアフリー化の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
336 福祉都市環境整備の推進	高齢者、障害者をはじめ市民の誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進	推進		健康福祉局
337 重点整備地区のバリアフリー化の推進	すべての人が安全で快適に移動できるよう、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的整備を推進	推進 4地区		健康福祉局
338 民間鉄道駅舎のバリアフリー化の推進	高齢者や障害者が利用しやすい移動環境の整備をはかるため、1日当たりの利用者数3,000人以上の民間鉄道駅舎へ段差解消のためのエレベーターや転落防止のための内方線付き点状ブロックなどの設置を推進	推進 ▶近鉄戸田駅 整備着手 54駅（累計）		健康福祉局
339 地下鉄駅の可動式ホーム柵の整備	ホームにおける安全性の向上をはかるため、名城線・名港線において定位置に車両を停止させるための車両改造等を行い、可動式ホーム柵を設置するとともに、鶴舞線において可動式ホーム柵の整備に向けて検討し、整備方針を策定	名城線・名港線 ▶可動式ホーム柵設置準備		交通局
340 地下鉄駅ホームと車両の段差・隙間の解消	名城線・名港線において、車両床面とホームとの間に大きく段差が生じている駅があることから、車いす利用者をはじめ誰もが乗降しやすくするため、可動式ホーム柵の設置に引き続き、ホームのかさ上げを行うとともに、ホームと車両の隙間解消を実施	検討		交通局

<p>341 地下鉄駅のエレベーターの整備</p>	<p>駅施設のバリアフリー化を推進するため、2つの路線が交差する駅のうち改札内でエレベーターによる乗換えができない駅や、交差駅で地上へのエレベーターが1つしかなく多くの利用者が向かう方面にエレベーターがない駅について、利用実態をふまえて新たに整備するとともに、その他の駅についても新たに利用実態の調査を実施</p>	<p>改札内乗換エレベーター ▶整備完了 丸の内駅 ▶整備中 名古屋駅 栄駅 今池駅</p>		<p>交通局</p>
-------------------------------	---	--	--	------------

② 意識のバリアフリーの推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
<p>342 障害者理解のための広報啓発</p>	<p>市民が障害者に対する正しい知識と理解を深めることができるよう、障害者と市民のつどいを開催するなど広く市民への啓発を実施し意識のバリアフリーを推進</p>	<p>障害者と市民のつどいの実施 「障害者週間」記念のつどいの実施 名古屋シティハンディマラソンの開催 ▶参加人数 360人</p>		<p>健康福祉局</p>
<p>343 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発</p>	<p>障害などへの理解を促進するため、外見からは支援や配慮を必要としていることがわからない障害者などが周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるための「ヘルプマーク」や、コミュニケーションをとることが困難な障害者等が必要な支援を求めやすくするための「ヘルプカード」を配布するとともに、市民や事業者に対する啓発を実施</p>	<p>実施 ▶配布数 ヘルプマーク 15,000個</p>		<p>健康福祉局</p>

施策29 多様なニーズに対応した安心・ゆとりある住生活の実現・継承をはかります

施策の柱

① 居住ニーズに応じて住まいを選択するための支援

高齢者向け賃貸住宅の供給促進や住まいに関する情報提供などにより、高齢者世帯や若年・子育て世帯などさまざまな世帯が自らの居住ニーズに応じて適切な住まいを選ぶことができるよう支援します。

② 安心・安全な住まいの確保

適切な住まいを自力で確保することが困難な世帯が住まいを確保できるようにするため、市営住宅等への入居機会の確保や民間賃貸住宅の入居の円滑化などを進めます。また、入居者の高齢化が進む市営住宅において、団地自治会への支援など団地コミュニティの活性化をはかります。

③ 住宅ストックの質の向上

急速な老朽化が進む市営住宅の長寿命化や建替等を通じて、子育て世帯から高齢者世帯までがいきいきと安心して暮らせる団地への再生を推進します。また、長期間使用できる環境に配慮された質の高い住宅の普及啓発をはかるとともに、分譲マンションの適切な維持管理を促進します。

都市像4
施策29

成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5(2023) 年度	目標値 令和12(2030) 年度
住んでいる住宅に満足している市民の割合			
住まいに関する情報の提供件数			
長期優良住宅の認定件数(累計)			

関連する個別計画

- ◆住生活基本計画

現状と課題

① (現状) 少子化・高齢化の進行に伴い家族形態が多様化し、平成 27 (2015) 年度には、世帯総数に占める単身世帯の割合が 42.2%まで増加している中で、住まいに対するニーズも多様化しています。

【課題】さまざまな世帯が、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて豊かな住生活を実現するため、その居住ニーズを満たす適切な住まいを選択できる環境づくりが求められています。

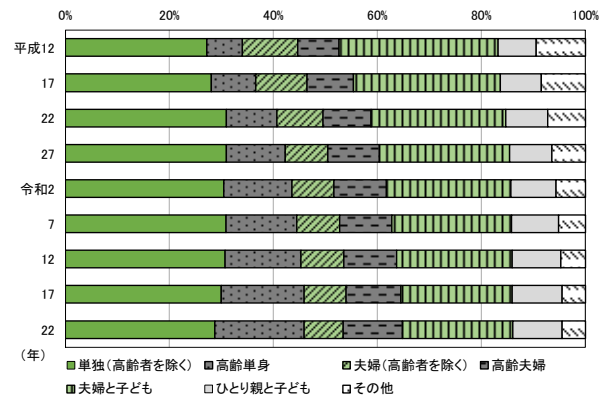
② (現状) 今後、夫婦と子からなる核家族世帯の減少、高齢単身世帯やひとり親世帯の増加などが見込まれる中で、適切な住宅を自力で確保することが困難な住宅確保要配慮者も多様化しつつあります。

【課題】特に、高齢者や障害者、ひとり親、外国人、低額所得者などの住宅確保要配慮者については、適切な住まいを確保することの困難さ、住まいを巡る生活上のトラブル、地域での社会的な孤立などを解消していくことが求められています。

③ (現状) 住宅数が世帯数を上回る状況が続いており、住宅ストックが増え続けています。一方、住宅の寿命は 30 年程度と欧米に比べて短く、建設時から解体時における環境への負荷が懸念されます。

【課題】住宅が量的に充足する中では、既存の住宅ストックを改善し、有効活用するとともに、地球環境にやさしく、長く住み継がれる住宅に更新していく取り組みが求められています。

◇ 家族類型別世帯数の推移と将来推計

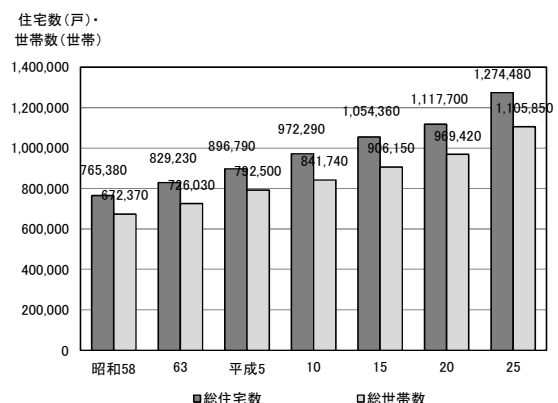


出典：実績値：統計なごや web 版 国勢調査結果より作成
推計値：名古屋市推計 (平成 30 年 10 月 1 日時点)

◇ 市営住宅集会所での入居者間の交流の様子



◇ 住宅数・世帯数の推移



出典：名古屋市作成

施策を推進する事業

① 居住ニーズに応じて住まいを選択するための支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
344 高齢者向け賃貸住宅の供給促進	高齢者の多様な居住ニーズに対応するため、バリアフリー化され、見守りや緊急時対応サービスを備えた、身体状況に応じ必要なサービスの提供がある民間の高齢者向け賃貸住宅の登録等を通じて、その供給を促進	実施 ▶供給戸数 5,400戸（累計）		住宅 都市局
345 住まいに関する情報提供	子育て期や高齢期など、ライフステージに起因するさまざまな居住ニーズやライフスタイルの多様化に対応して、市民が適切な住まいを選択できるようにするため、住まい・空き家利活用に関する各種制度の案内や専門家による相談受付等を実施	情報提供 23,000件		住宅 都市局

② 安心・安全な住まいの確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
346 市営住宅等への入居機会の確保	住宅確保要配慮者の市営住宅等への入居機会を確保するため、その特性に応じて入居できる募集枠を設定するなど、多様なニーズに対応した入居者募集を実施	実施		住宅 都市局
347 市営住宅入居者のきずなづくりへの支援	入居者の高齢化が進む市営住宅において、団地コミュニティの活性化をはかるため、高齢者の見守りや団地自治会への支援等を実施	市営住宅ふれあい創出事業の実施		住宅 都市局
348 民間賃貸住宅への入居の円滑化	民間賃貸住宅を活用して住宅セーフティネットの機能強化をはかるため、民間賃貸住宅への入居を希望する住宅確保要配慮者に対する入居相談や居住支援の促進等に向けて取り組むとともに、登録住宅への経済的支援を実施	入居相談の実施 居住支援協議会の設置 登録住宅への住宅改修費・家賃減額・家賃債務保証料減額補助の実施		住宅 都市局

③ 住宅ストックの質の向上・有効活用

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
349 市営住宅等の整備	既存の市営住宅ストックの有効活用と質の向上をはかるため、老朽化した市営住宅の長寿命化や建替等を通じて、子育て世帯から高齢者世帯までがいきいきと安心して暮らせる団地への再生を推進	市営住宅の建替 358 戸供用開始 市営住宅等の維持管理		住宅 都市局
350 長期優良住宅の認定	住生活の向上及び環境への負荷の低減をはかるため、長期にわたり良好な状態で使用できる長期優良住宅の認定を実施	実施 25,955 件（累計）		住宅 都市局
351 分譲マンション管理への支援	分譲マンションの高経年化や入居者の高齢化が進む中で、建物の適切な維持管理や建替を促すため、管理組合による自主的な活動への支援を実施	管理組合の登録件数 450 組合（累計） 管理組合への専門家派遣		住宅 都市局

施策30 市民・事業者の環境に配慮した活動を促進します

施策の柱

① 環境に配慮した活動の促進

環境デーなごやをはじめとするイベントの開催や情報発信により、環境問題への意識を共有し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、事業者の環境への配慮に関する支援や相談を充実させるほか、次世代自動車の普及啓発やエコドライブ*の促進など、市民・事業者の環境保全活動を促進します。

また、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、あらかじめ適正な環境配慮がなされるよう、環境影響評価制度の適切な運用をはかります。

② 環境教育・協働取組の促進

ESD（持続可能な開発のための教育）*やSDGsの理念を踏まえ、持続可能な社会に向けた人づくり・人の輪づくりを推進するため、市民や事業者が環境問題を自らの課題として捉え、その解決に向け主体的に行動できるよう、なごや環境大学などの分野や主体、世代を超えて交流・連携する場を活用し、市民、事業者、教育機関、行政の協働を進めます。

さらには、分野横断的な取り組みとして、環境と経済・社会の三側面をつなぐ協働の取り組みを推進することにより、三側面の統合的な向上をはかり、好循環を生み出します。

都市像4 施策30

成果指標

指 標	直近の現状値	目標値 令和5（2023） 年度	目標値 令和12（2030） 年度
環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合			
エコ事業所*認定数（累計）			
市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数（累計）			

関連する個別計画

- ◆第3次環境基本計画 ◆名古屋市役所環境行動計画2030 ◆なごや環境学習プラン

***エコドライブ**：ふんわりスタートやアイドリング・ストップなど、環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転方法や使い方。

ESD（持続可能な開発のための教育）：Education for Sustainable Development の略。一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育。



現状と課題

① **【現状】** 本市では、市民・事業者と行政などが協働し、ごみの減量や生物多様性の保全など環境に配慮した活動に取り組んでいます。

一方、環境問題を解決するために自らが行動することが必要と強く思う市民の割合が4割程度にとどまるなど、市民の環境問題への意識は横ばいの状況が続いています。

環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業者を認定するエコ事業所認定制度による認定数が年々増加しているものの、近年、認定数が鈍化傾向にあります。

【課題】 多様な環境問題への理解を促進するため、参加しやすい機会やわかりやすい情報の提供を通じて、環境に配慮した活動をとる市民の拡大をはかる必要があります。

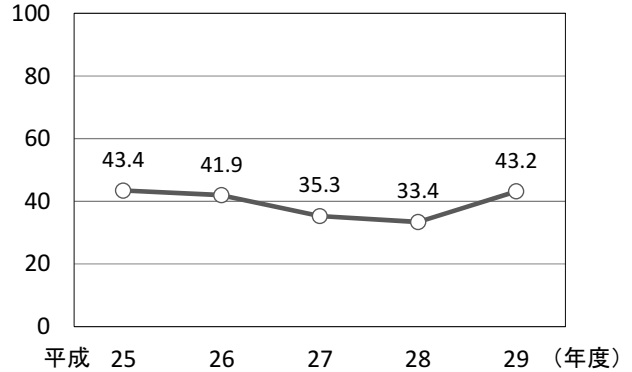
事業規模や形態に関わりなく、多くの事業者が環境保全活動を実施するよう促す必要があります。

② **【現状】** 今日の環境問題は社会や経済のさまざまな課題とも複雑に関係しており、行政だけで解決できず、協働での取り組みが必要であることから、市民・事業者などの多様な主体による活動と連携・協力が重要となっています。本市においては、多様な主体がそれぞれの立場で環境に配慮した活動に取り組むとともに、知識や問題意識を持ち寄って学び合い、次なる行動に結びつくネットワークづくりを進めています。

また、社会経済情勢が著しく変化する中では、行政が環境施策を推進するにあたり、環境保全上の効果を最大限に発揮することにとどまらず、同時に経済・社会的課題の解決に資する効果をもたらすような施策展開をはかることが重要となっています。

【課題】 分野や主体、世代を超えて交流・連携する場を提供することにより、協働して環境問題に取り組むネットワークの拡大をはかるとともに、環境問題と経済・社会的課題の同時解決に向け、環境と経済・社会の統合的向上のための分野横断的な施策展開をはかる必要があります。

◇ 環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合の推移 (%)



出典：環境対策に関する市民アンケート

※**エコ事業所**：事業活動における環境に配慮した取り組みを自発的かつ積極的に実施している事業所を、本市が「エコ事業所」として認定し、自主的な取り組みを支援するもの。

施策を推進する事業

① 環境に配慮した活動の促進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
352 環境デーなご やの開催	環境に配慮した具体的な行動を実践する契機を提供するため、市民・事業者・行政の協働のもと、市内各地域で環境についての講座や自然観察会などのエコイベントを行う地域行事や、さまざまな主体が日頃の環境活動の成果を発信する中央行事を実施	地域行事の実施 795回 中央行事の実施		環境局
353 エコ事業所認 定制度の推進	事業者の自主的な環境保全の取り組みを促進するため、環境に配慮した行動に積極的に取り組む事業所をエコ事業所、優良エコ事業所として認定するとともに、優秀な取り組みを実践している事業所の表彰及び優秀事例の紹介により、事業者の環境保全意欲の向上を促進	実施 ▶ エコ事業所認定数 2,069件（累計） ▶ 優良エコ事業所認定数 221件（累計）		環境局
354 環境保全・省エ ネルギー設備 資金融資	中小企業者の環境保全対策を促進するため、公害防止対策、自動車対策、省エネルギー等による地球温暖化対策などに必要な資金の融資及び利子補助を実施	実施 ▶ 融資件数 7件		環境局
355 自動車環境対 策の推進	大気環境の向上、地球温暖化防止を推進するため、次世代自動車の普及啓発につとめるほか、名古屋市自動車公害対策推進協議会を通して、総合的・計画的に自動車環境対策を推進	バス・トラックなどを対象とした最新規制適合自動車への買い替え補助 12台 低公害車・低燃費車の普及啓発 公用車への次世代自動車の導入促進 ▶ 公用車総台数に占める次世代自動車の割合 16.9%		環境局

356 環境影響評価 制度の運用	道路や鉄道の建設など一定規模以上の事業の実施に際し、適正な環境配慮がなされることを確保するため、環境影響評価制度の適切な運用を実施	実施		環境局
------------------------	---	----	--	-----

② 環境教育・協働取組の促進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
357 なごや環境大 学の推進	持続可能な地球社会を支える人づくり・人の輪づくりを目的として、行動する市民、協働する市民として、「共に育つ（共育）」ことを促進するため、市民・市民団体、企業、教育機関、行政の協働による共育講座や、交流会などを実施	共育講座などの企画運営 講座企画者などによるネットワークづくりの推進 なごや環境大学を支える団体数 430 団体（累計）		環境局
358 なごや環境大 学 SDGs 未来 創造クラブの 推進	持続可能な都市の実現をはかるため、なごや環境大学に SDGs 未来創造クラブを設立し、多様なステークホルダーが協働する仕組みを構築するとともに、環境と経済・社会の統合的向上をはかる取り組みを推進	設立に向けた検討		環境局
359 環境学習セン ターの運営	市民一人ひとりの環境に対する理解を深め、環境にやさしい行動へとつなげるため、身近な環境から地球環境まで幅広く環境問題について考え、取り組むための環境学習の拠点として、環境学習センターにおいて環境学習プログラムやテーマ別展示による解説を展開し、環境教育を体系的・総合的に推進	運営 ▶利用者数 33,000 人		環境局

都市像4 快適な都市環境と自然が調和したまち

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
360 環境教育・学習 の推進	持続可能な社会の担い手づくりを推進するため、次世代を担う子どもの各段階に応じた環境学習を支援するとともに、講習会や観察会など地域に密着した実践活動や普及啓発を推進	市内の幼稚園・保育園の「なごやエコキッズ実施園」認定数 530 園 市立の小・中・高・特別支援学校の「なごやエコスクール」認定数 全校 保健福祉センターにおける実践活動や普及啓発の実施		環境局

